

## 大田区ホームページリニューアル・運用業務委託 公募型プロポーザル募集要領

### 1 目的

大田区ホームページは、CMS の導入から19年、前回のシステムリニューアルから14年、トップページ等のデザインの見直しを行い、運用を継続してきた。この間、現行 CMS は、全般的に大きな問題もなく安定的に稼働してきたが、昨今の社会環境下において、多様なデバイスへの表示の最適化、アクセシビリティ・ユーザビリティ・検索性の更なる向上及び各種最新技術（AI）の活用といった課題が浮上してきた。

上記課題に対応するため、最新技術を取り入れ、閲覧者にとって更に見やすく、探しやすいホームページへのリニューアルを実施する。

ホームページをリニューアルするにあたり、民間事業者等が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募することとし、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

### 2 委託業務概要

#### (1) 件名

大田区ホームページリニューアル・運用業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「大田区ホームページリニューアル・運用業務委託事業者提案依頼書（RFP）」  
のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 事業費限度額

リニューアル及び運用保守費用 76,600,000円（税込）

ホームページ再構築費用及び公開開始から令和9年3月31日までの運用保守費用の合計。

なお、本事業は予算成立前の募集となるため、予算案が可決しなかった場合は実施しない。

#### ※参考価格

・経常経費 15,300,000円（税込）

令和9年度以降の想定年間計上費用上限価格（運用保守費用等）

### 3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。また、同電子調達サービスにおける入札参加資格者情報の「情報処理業

務」の格付が A であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (3) 過去 5 年以内に、特別区または人口 20 万人以上の自治体で、CMS の導入を前提としたホームページの新規構築もしくは全面的リニューアルの業務実績があること。
- (4) 別紙「大田区ホームページリニューアル・運用業務委託事業者提案依頼書（RFP）」に対応した業務を遂行できること。
- (5) ホームページ公開以降、別紙「大田区ホームページリニューアル・運用業務委託事業者提案依頼書（RFP）」に対応した運用保守が可能であること。
- (6) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することができるうこと。
- (7) プロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (8) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (9) 会社更生法、民事再生法等により再生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (10) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。
- (11) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者、IS09001 取得事業者又はこれと同程度の資格を有する事業者であること。

#### 4 担当課

大田区企画経営部広聴広報課 担当：鈴木、北村

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号（大田区役所 5 階 11番窓口）

電話：03-5744-1132 E-mail：site\_kanri@city.ota.tokyo.jp

#### 5 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

内 容	期 日
公募（実施要領の公表）	令和 8 年 2 月 12 日（木）
質問の受付	令和 8 年 2 月 12 日（木）から 令和 8 年 2 月 19 日（木）17 時まで
質問に対する回答	令和 8 年 2 月 25 日（水）頃
応募書類受付	令和 8 年 3 月 2 日（月）から 令和 8 年 3 月 9 日（月）15 時まで

第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年3月19日（木）
第二次審査実施日	令和8年3月27日（金）（予定）
選定結果通知	令和8年3月下旬頃

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

## 6 応募方法

### （1） 提出資料

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の必要書類を作成し、来庁する日時を事前連絡のうえ、受付期間内に紙文書及び電子データ（DVD等）により提出すること。

No.	提出書類	提出部数
1	参加申込書（様式1）	1部
2	提案書（表紙、本文、回答様式、補足資料）※1、	11部（正本1部、副本10部）
3	見積書（貴社所定様式、内訳書含む）	1部
4	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1部

※1 副本は、会社名等が特定できないように配慮すること。なお、会社名等のマスキングが不十分な場合には、審査の対象外となることがあるので、十分に留意すること。

### （2） 提出期限

令和8年3月9日（月）15時まで

### （3） 提出先

「4 担当課」に持参

※事前に持参日時を調整し、アポイントを取ること。

### （4） 参加資格の欠格事由

参加申込書等受付後に、次の事由に該当することが判明した場合は、審査、契約の対象から除外するとともに、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

- ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
- イ 本募集要領に定める手続きを遵守しない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合及びその他不正行為があったと認められる場合
- エ 提案見積もりについて、2(4)で示した額を上回る場合

## 7 提案書の作成

別紙「大田区ホームページリニューアル・運用業務委託事業者提案依頼書（RFP）」

を参照し作成すること。

※提案を取り下げる場合は辞退届（様式2）を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなつた場合にも辞退届を提出すること。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

## 8 募集要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

### （1） 提出方法

質問書（様式3）を「4 担当課」宛てに電子メールで提出すること。

メールの件名に「（事業者名）大田区ホームページリニューアル・運用業務委託 質問事項」と記載すること。

なお、メール送信後、着信の確認を電話にて行うこと。

### （2） 質問の受付期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月19日（木）17時まで

### （3） 質問への回答

質問書に対する回答は、一覧化し、以下のとおり回答する。

#### ア 回答方法

全ての質問を一覧化し、質問書（様式3）に記載された電子メールアドレス宛に回答する。質問が無かつた事業者については、参加申込書【様式1】に記載された電子メールアドレス宛に回答する。

#### イ 回答予定日

令和8年2月25日（水）頃

## 9 審査方法

（1） 候補者の選定は、「大田区ホームページリニューアル・運用業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という）において行う。

### （2） 第一次審査（書類審査）

参加資格を有する事業者の提案書類を審査し、基準を満たした事業者（3社程度）を選定する。第一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面及び電子メールで通知する。

### （3） 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

書類審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむをえない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

ア 当該審査は令和8年3月27日（金）に大田区内で開催を予定している。詳細に

については該当事業者に別途通知する。

- イ 当該審査における説明は提出済みの提案書を使用し、当日新たに追加の資料を配布することは禁止とする。ただし、提案書に記載している他自治体の例や機能紹介のためのシステム画面の投影は可能とする。なお、モニター、電源タップ、延長コード以外の必要な機材は、事業者にて準備すること。
- ウ 当該審査において、提案者を特定できる内容について発言しないこと。
- エ 当日の参加者は、事業者ごとに3名までとし、説明者は本プロジェクト全体を実務上統括する担当者が行うこととする。
- オ 説明時間は30分、質疑応答は10分程度とする。

#### (4) 審査項目

評価項目は「提案内容に関する評価」及び「価格評価」の2項目とする。

##### ア 提案内容に関する評価

大田区から提示する提案書回答様式に対する回答及び提出された提案書本文、プレゼンテーション等に対する内容について評価を行う。

##### イ 価格評価

大田区から提示する提案書回答様式記載の導入費及び5年間のシステム保守・運用費等の総額をもとに評価を行う。

### 10 選定結果の通知・公表

- (1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て提案内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。
- (2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知し、大田区ホームページで公表する。(令和8年3月下旬発送予定)  
なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

### 11 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする

### 12 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出した提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
- (3) 提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。
- (4) 提案概要について必要に応じて公表することがある。
- (5) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が負う。